

高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務を委託する業者をプロポーザル（企画提案）方式で選定する手続きに関して、必要な事項を定める。

2 審査の項目及び点数

総合点数は 600 点（審査委員一人当たり 100 点）とし、審査項目と審査項目ごとの審査委員 1 人当たりの配点は次のとおりとする。

- | | |
|----------|------|
| （1）実施体制等 | 30 点 |
| （2）企画内容 | 60 点 |
| （3）経費見積 | 10 点 |

3 審査方法等

高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）では、高知龍馬空港新ターミナルビル室内装飾製作等委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領に基づき提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

（1）日時、場所（予定）

日時：令和 7 年 11 月上旬

場所：高知市内

※プロポーザル参加申込者へは、別途通知する

（2）審査委員会におけるプレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は、1 事業者 20 分以内とする。
- ② プレゼンテーションの順番は、県への参加申込書の到着順とする。
- ③ 各事業者のプレゼンテーション終了後に、審査委員からの質疑の時間を設ける。
- ④ プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書のみとし、新たな資料等の使用は認めない。
- ⑤ 各事業者の出席者の上限は、3 名とする。

（3）審査方法

- ① 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- ② すべての参加者の審査終了と同時に、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- ③ 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、各審査委員の多数決投票により、候補者と次点者を選定し、同点となったときは、審査委員長の判断により決定する。
- ④ 上記②、③にかかわらず、総合得点が 6 割未満の場合は、候補者又は次点者として選出しません。

審査基準

審査の項目	審査の着眼点	配点	合計
(1) 体制等	①体制・実績 ・業務を円滑に遂行できる組織体制が確保されているか ・優れた類似の業務実績があり、十分な能力と経験を有する責任者や担当者等が配置されているか（技術資格、経験年数、受賞歴など）	20	30
	②工程 工程計画は具体的で無理のない提案となっているか。	10	
(2) 企画	①コンセプトの表現 ・訪日旅客等を送迎する建物の室内装飾として、コンセプトを的確に表現できているか。 ・県産材の使用を中心に、本県ゆかりの自然素材、伝統技術を取り入れた提案となっているか。 ・高知龍馬空港の国際線ターミナルビルにふさわしい、魅力的な意匠（デザイン）となっているか。	30	60
	②建物との調和 ・ロビー空間との調和に配慮した提案となっているか。 ・国際線ターミナルビルとしての機能性、快適性を損なわない提案となっているか。 ・建物に適用される建築関連法令を踏まえた提案となっているか。	10	
	③維持管理 ・耐久性、手入れのしやすさなど、メンテナンスの観点で支障がないか。 ・維持管理費用が安価か。	20	
(3) 経費見積	積算内訳や根拠が明確であり、必要な経費が見込まれているか。	10	10
合計		100	100